電気通信大学における連携大学院教育等に関する規程

制定 令和4年5月11日規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第46条(同第60条において準用する場合を含む。)及び第65条の規定に基づき、他の大学院等における授業科目の授業及び研究指導に係る電気通信大学(以下「本学」という。)が実施する大学院教育等の連携に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 連携大学院教育 本学大学院の教育方法の一つとして、他の大学、大学院又は高度な研究水準を有する外部の研究所等(以下「研究機関等」という。)との協定等に基づき、当該研究機関等の人的資源、施設及び設備を活用して、本学の学生に対する大学院教育を行うことをいう。
 - (2) 連携授業 本学学域及び大学院における教育方法の一つとして、研究機関等との協定等に基づき、前号の規定に準じて、本学の学生に対する授業科目の授業を行うことをいう。
 - (3) 連携教員 研究機関等に属する教員又は研究者で、その身分を保有したまま、本学 における連携大学院教育又は連携授業(以下「連携大学院教育等」という。)を担当する者をいう。

(教育研究上有益であるとする基準)

- 第3条 連携大学院教育は、本学と研究機関等が連携して組織的に大学院教育を行うこと によって、次に掲げる事項のいずれかに該当するときに実施する。
 - (1) 実社会における最先端水準の講義を教授し及び研究指導を実施することにより、高度人材を育成するとともに、革新的研究成果を生み出すことが見込まれるもの
 - (2) 本学における大学院教育の一層の充実が見込まれるとともに、本学の大学院学生の 資質の向上及び相互の研究活動における交流促進に寄与できるもの
 - (3) その他教育研究上有益であると学長が認めるもの
- 2 連携授業は、前項に準じて、本学学生に対して教育上有益であるときに実施する。 (協定の締結)
- 第4条 連携大学院教育の実施にあたっては、本学と研究機関等は、あらかじめ協定等を 締結するものとする。
- 2 前項に定める協定等を締結する場合には、研究科教授会の議を経なければならない。
- 3 連携大学院教育を担当する連携教員に、クロスアポイントメント制度(国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程に規定するものをいう。)を適用する場合には、第1項の協定等又は個別の契約書等に必要な事項を定めるものとする。
- 4 研究科は、第1項に規定する協定等を締結したときは、教育研究評議会に報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、連携授業の実施について準用する。 (連携教員の業務)
- 第5条 連携教員の業務は、次の各号に掲げるもののうち、前条に規定する協定等に定めるところによる。
 - (1) 学生の研究指導に関すること
 - (2) 授業科目の実施に関すること
 - (3) 入学者の選抜に関すること
 - (4) 学位論文の審査に関すること
 - (5) その他連携大学院教育等の実施に必要な業務に関すること
- 2 連携教員は、主任指導教員として大学院学生の研究指導を行うことができるものとする。この場合において、学生に対する継続・安定的な研究指導の実施や修学上の支援等について、当該学生の所属する研究科長及び専攻長は、情報理工学域、全学教育・学生支援機構その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(連携教員の資格)

- 第6条 連携教員は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準に基づく教授、准教授又は講師となることができる者と同等以上の資格があると認められるものとし、かつ担当する専門分野に関する教授又は研究指導の能力があると認められる者でなければならない。
- 2 連携教員の選考は、研究機関等からの所定の様式による推薦に基づき、学術院教授会 の議を経て、学長が行う。
- 3 前項の規定により選考された連携教員には、連携教授、連携准教授又は連携講師(以下「連携教授等」という。)の称号を付与する。

(連携教授等の称号付与)

- 第7条 前条第3項の称号の付与は、文書にその旨を明記して本人に通知するものとする。
- 2 称号の付与期間は、本学における授業科目の授業及び本学学生の研究指導を担当する 期間とする。
- 3 連携教員に本学の名誉を汚す行為があり、その称号を保持するのに適当でないと認められる者に対しては、学術院教授会の意見に基づき、称号の付与を取り消すものとする。 (経費負担)
- 第8条 連携大学院教育等に要する経費の負担については、第4条に規定する協定等に定めるところによる。ただし、当該協定によらない教育研究に直接要する経費が発生した場合には、本学と研究機関等でその都度協議した上で決定するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携大学院教育等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和4年5月11日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、本学の研究科又は学域と研究機関等との間に締結した連携大学 院教育等の実施に係る協定等については、なお従前の例による。

3	この規程の施行に伴い、国立大学法人電気通信大学連携教員に関する規程は廃止する。